

## 児童手当現況届について

6月分以降の児童手当等（児童手当と特例給付を合わせて児童手当等といいます。）を受けるには現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

\*詳細については受給者宛に現況届用紙等を郵送しますので、必ず6月29日（金）までに住民福祉課へ提出してください。現況届用紙等が届かなかった場合は、お問合せください。

住民福祉課 児童手当担当  
☎ 82-1226



## 住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

### ●本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市区町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

### ●登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

※手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問合せください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1226

## 国民健康保険税の賦課方式および税率の改正について

平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、東秩父村の国民健康保険税の賦課方式および税率等が変更となりました。

1. 賦課方式 改正前：4方式  
(所得割・資産割・均等割・平等割)

改正後：2方式  
(所得割・均等割)

### 2. 保険税率

改正前

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	6.5%	4.5%	10,000	19,000
支援金分	1.3%	-	9,000	-
介護分	1.2%	-	12,000	-

改正後

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	3.8%	廃止	21,000	廃止
支援金分	2.2%	-	12,000	-
介護分	2.0%	-	15,000	-

3. 軽減割合：低所得の方に対する保険税の均等割の軽減が拡充されます。

改正前：6割・4割軽減

改正後：7割・5割・2割軽減

※今回の税率変更は平成30年度分の国民健康保険税から適用されます。平成30年度の当初納税通知書は7月上旬に発送予定です。

問合せ 保健衛生課 ☎ 82-1777

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

### 「保険料免除制度」

所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除  
一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書を合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

### 「納付猶予」

50歳未満の方（学生を除く）は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人および配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

### 申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。平成30年度の免除申請は7月1日から申請可能です。また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎ 0494-27-6560  
役場住民福祉課 福祉・年金担当  
☎ 82-1226